

霧島市霧島田口地区活性化計画

鹿児島県霧島市

平成24年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	霧島市霧島田口地区活性化計画
都道府県名	鹿児島県
市町村名	霧島市
地区名	霧島市霧島田口
計画期間	平成24年度～平成28年度

目標：
農業生産基盤整備による用排水施設の整備、連絡農道の整備を行い、農業の振興と担い手の確保、流出人口の低減、都市住民との交流を促進しさらには、連絡農道を散策道に兼ねて観光客等の滞在を推進し活力ある地域づくりを目指す。
数値目標：事業完了時から5年後の活性化計画区域の流出人口を0.4%以内に抑える。(平成19年2月から平成24年2月の区域の流出人口は0.4%)
出典：霧島市の地区自治公民館別人口(霧島市ホームページ)

目標設定の考え方

地区の概要：

本地域(霧島市霧島地域)は、鹿児島県の北東に位置し宮崎県に接し、北部の霧島錦江湾国立公園には、高千穂峰、新燃岳など標高1,400m～1,500m級の霧島連山が連なっている。その面積は、5,758haで76%が森林を占め、耕地は豊かな自然の残る山村地域にわずか9%である。地域の中心部を霧島川が流れ、水田が広がっている。南部には畑が広がり、東部及び北部は山林地帯である。交通網としては、国道223号が北部を東西に横断、主要地方道国分霧島線が南北に縦断している。また、本地域にはJR九州日豊本線の霧島神宮駅も在るが、利用者は年々減少傾向である。こうした立地条件のもと、本地域においては、山村の資源である自然と農業、自然と観光資源の融合を図ってきたが、特に若年層の流失が著しく、高齢率が上昇し、担い手の高齢化や後継者不足及び観光客入り込み数も年々減少するなど地域にとっては、大きな問題となっている。

現状と課題

本地域の農業農村を取り巻く情勢は、高齢化や担い手の減少が一層加速するとともに、農産物価格低迷などによる農業生産力の停滞や耕作放棄地の増大、耕地利用率の低下、集落機能の低下が顕著になりつつある。このようなことから、地域資源の保全・環境に配慮した自然環境と共生できる土地利用・観光資源の再構築・集落機能の強化が急務となっている。また平成22年1月頃からの新燃岳噴火による影響にて交流人口が急激に減少している状況となっており、本地域においてはその対策が重要な課題となっている。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み地域活力が低下するなか、農業基盤の整備により維持管理の節減、土地利用の高度化、農業と観光資源の再構築を図り、地域農業と観光の振興と活性化を併せて推進していきたい。また、農地機能の確保と農業従事者の定住を促進するため、積極的な事業展開を行う。併せて新燃岳噴火の影響に伴う交流人口減少を打破する対策としても活性化事業を展開していきたい。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
霧島市	霧島田口	基盤整備(土地改良施設保全)	霧島市	有	イ	
霧島市	霧島田口	基盤整備(連絡農道)	霧島市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		<該当なし>			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		<該当なし>		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

<該当なし>

3 活性化計画の区域

霧島市霧島田口地区(鹿児島県霧島市)	区域面積	5,758ha
区域設定の考え方		
法第3条第1号関係： <ul style="list-style-type: none">・本地域の総面積は、8,254haで当該区域の面積は5,758haである。内、農用地面積は530ha、森林面積は4,381haの農林地である。全体の約85%を農林地が占める地域である。・農業は平野部、中山間地域でも行われている。森林地域においては林業が営まれている。・農林水産業従事者は11.5%で、近年農林水産業従事者が減少傾向にあるものの、基幹産業として農林水産業については振興すべき地域である。 (農林水産業従事者：旧霧島町の行政区域の人口5,328人のうち農林水産業従事者612人 平成22年2月1日現在) 出典：霧島市の地区別住民基本台帳人口・2010農林業センサス <ul style="list-style-type: none">・本地域は、旧霧島町の行政区域の中から、国有林面積2,357ha及びゴルフ場面積138.6haを除いた区域とする。		
法第3条第2号関係： <ul style="list-style-type: none">・本地域の人口は、住民基本台帳の平成24年と平成19年を比較すると0.4%の減少率である。地域別での状況で考察すると人口減の要因は、営農活動、森林生産活動の原動力となっている中山間地域の人口減が著しい。このため、定住等の促進を重点的に行うことが急務と考えられる。以下の資源等を活用し交流を図らなければ、中山間地域等の農林業の活性化は図れない。・国立公園や温泉等の観光資源や地域特産物などの資源にあふれ、観光資源を地域間交流の材料として、農林業との融合を図りながら十分な検討を行い、事業実施を図るべき地域である。・広大な森林地域を活用した植林事業等についても、環境問題に取り組む企業との協働を行うなど交流人口を確保するなどの資源を活用し、農山漁村の活性化を図る資源がある。		
法第3条第3号関係： <ul style="list-style-type: none">・本地域は、山村振興地域である。また、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ) <該当なし>

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ) <該当なし>

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ) <該当なし>

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	< 該当なし >	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	< 該当なし >	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	< 該当なし >	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	< 該当なし >	
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

農林漁業の生産基盤整備、生活環境施設整備、担い手育成対策等については、霧島市農政推進対策協議会で十分な評価を行い達成度の評価を行うものとする。

地区人口の減少幅の状況把握によって、活性化事業での達成度の評価を行うものとする。

交流人口は、観光等を含む入り込み客数等に活性化事業での交流実績人口を加えて分析し、達成度の評価を行うものとする。